

令和4年度複製物作成計画

令和4年 3月 16日
独立行政法人国立公文書館

1. 趣旨

本計画は、「独立行政法人国立公文書館における複製物作成計画」（平成24年3月29日館長決定、平成30年10月1日一部改正）等に基づき、令和4年度に独立行政法人国立公文書館(以下「館」という。)が作成する複製物の対象となる特定歴史公文書等について定めるものである。

2. 複製物作成の対象となる特定歴史公文書等

令和4年度において複製物作成の対象となる特定歴史公文書等は、利用状況のほか、原本を利用に供することにより当該原本の破損又は汚損を生ずるおそれ等を勘案し、下表のとおりとする。

表 複製物作成の対象となる主な特定歴史公文書等

資料群等		概要
内閣文庫	和書	紅葉山文庫、町田久成、内務省等旧蔵資料
	漢籍	昌平坂学問所、豊後佐伯藩主毛利高標献上本、高野山釈迦文院等旧蔵資料
行政文書	財政史資料・議会参考書	帝国議会（第70回～第76回）の政府答弁用参考資料として作成された想定問答等（財務省から移管）
	閣議・事務次官等会議資料	閣議・事務次官等会議（昭和36年）の資料を開催日順に綴った文書（内閣官房から移管）
	映画フィルム	劣化している映画フィルム
	マイクロフィルム	劣化しているマイクロフィルム

3. 複製物の作成方法

複製物は、デジタル化により作成するものとする。